

新宿区教育委員会会議録

平成28年第2回定例会

平成28年2月5日

新宿区教育委員会

平成28年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成28年2月5日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時39分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	今 野 雅 裕	委員長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	菊 池 俊 之	委 員	菊 田 史 子
教 育 長	酒 井 敏 男		

欠席者

委 員 羽 原 清 雅

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	早 川 隆 之	統括指導主事	小 林 力

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第 1 第 9 号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 2 第 10 号議案 新宿区職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 3 第 11 号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 第 12 号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 第 13 号議案 平成 27 年度新宿区一般会計補正予算（第 9 号）（案）に関する意見について
- 日程第 6 第 14 号議案 平成 28 年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について

### 協議

- 1 新宿区教育ビジョン個別事業（平成 28 年度～29 年度）について

### 報告

- 1 平成 28 年度新入学 学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて  
(学校運営課長)
- 2 平成 28 年度区立幼稚園の学級編制について  
(学校運営課長)
- 3 新宿区立中町図書館の臨時休館について  
(中央図書館長)
- 4 平成 27 年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施結果について  
(中央図書館長)
- 5 その他

---

◎ 開 会

○今野委員長 ただいまから、平成28年新宿区教育委員会第2回定例会を開催します。

本日の会議には羽原委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いします。

---

◎ 第 9号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見  
について

◎ 第10号議案 新宿区職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例  
（案）に関する意見について

◎ 第11号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

◎ 第12号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正  
する規則

◎ 第13号議案 平成27年度新宿区一般会計補正予算（第9号）（案）に関す  
る意見について

◎ 第14号議案 平成28年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について

○今野委員長 それでは議事に入ります。

「日程第1 第9号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見  
について」、「日程第2 第10号議案 新宿区職員の退職管理に関する条例の一部を改正す  
る条例（案）に関する意見について」、「日程第3 第11号議案 新宿区教育委員会事務局  
組織規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第12号議案 教育委員会が行う個人情報保  
護事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第13号議案 平成27年度新宿区  
一般会計補正予算（第9号）（案）に関する意見について」、「日程第6 第14号議案 平  
成28年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について」を議題とします。

○教育長 第13号議案及び第14号議案は、平成28年度第1回区議会定例会で審議を予定してい  
る案件で、予算案として議会に提出する前である本日の教育委員会において、公開による審  
議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審  
議をお願いいたしたいと思えます。

○今野委員長 ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。

第13号議案及び第14号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○**今野委員長** 異議ございませんでしたので、第13号議案及び第14号議案を非公開による審議といたします。

それでは、第9号議案から第12号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○**教育調整課長** それでは、9号議案から12号議案まで御説明いたします。

第2回教育委員会定例会議案概要をごらんください。

第9号議案、新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてでございます。

今回の改正は、職員の定数を変更するもので、改正内容は表のとおりでございます。教育委員会の事務部局の職員については、現行124人から126人、増減としては2人増でございます。教育委員会の所管に属する学校の職員につきましては、現行160人から156人ということで4人の減となっております。

その増減の内訳がその下に載っております。事務部局の職員については、ICT、教育インフラ整備の1名、また被災地派遣分補充です。新宿区では平成23年から東日本大震災にかかわって被災地への職員派遣を行っております。今回は、宮城県の亘理町に1年間、教育委員会の職員を1名派遣するため、1名分が増になるものでございます。

それから、次に、学校の職員につきましては、学校警備の短時間再任用化ということで4人の減でございます。こちらは、機械警備等への移行により、退職不補充とする警備職が順次減になっていくものです。今後は、安全管理員等の委託化等に順次変わっていくといったものでございます。

施行期日は平成28年4月1日でございます。第9号議案定数条例の新旧対照表をごらんください。右側が現行、左側が改正（案）ということで改正部に下線が引いてございます。教育委員会の部分のところにつきましては、3と4について意見聴取となるものでございます。

第9号議案の提案理由でございます。教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校の職員の定数の変更内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

次に第10号議案でございます。新宿区職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、管理監督職にある県費負

担教職員の再就職先に関する届け出先を新宿区教育委員会とするものでございます。

改正内容は、第3条において、管理監督職にあった職員が再就職をする場合は、再就職先等について届け出る旨、義務づけてございますが、県費負担教職員にあつては、この届け出を新宿区教育委員会にするものでございます。

こちらは、退職後に営利企業等に再就職した場合に、現職の職員に対する働きかけなどを規制するといったところを目的としています。従来は、任命権者である東京都の教育委員会に届け出ていましたが、今回、法改正によって退職した際に在籍していた区市町村の教育委員会に届け出るという実態にかなった改正となっております。

施行期日は平成28年4月1日でございます。

第10号議案の新旧対照表をごらんください。左側、改正後、第3条の任命権者への届け出ということで、下線部、括弧書きで新宿区教育委員会とございまして、任命権者の読みかえ規定を定めているものでございます。

第10号議案の提案理由でございます。県費負担教職員の再就職先に関する届け出の変更について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

次に第11号議案でございます。新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則でございます。

組織体制の整備を行うものでございます。今回は学校運営課の保健給食・幼稚園係を、保健給食係と幼稚園係に細分化し、前者は学校給食の運営に関すること等を、また後者は幼稚園の管理等に関することなどをそれぞれ担当事務とするものでございます。

施行期日は平成28年4月1日でございます。

第11号議案の新旧対照表をごらんください。第2条、事務局の組織といったところで、保健給食・幼稚園係がそれぞれ係に分かれます。

それから、第15条は、担当の事務についても保健給食係と幼稚園係の担当事務を規定するものでございます。

今後の預かり保育などについて係を分け、それぞれの業務を行っていくといった改正となっております。

それでは、第11号議案の提案理由でございます。教育委員会事務局の組織体制の整備を行うためでございます。

次に第12号議案でございます。教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を

改正する規則となっております。

個人情報を取り扱う業務委託及び指定管理業務に伴う手続において、契約書等に明記しなければならない事項を整備するものでございます。

改正内容としては、次の2点を整備するものでございます。個人情報の指定場所以外からの持ち出し禁止、それから個人情報の取り扱い従事者の指定、こちらを明確にするものでございます。いわゆるマイナンバー法制等の導入によって個人情報保護の重要性が高まっているということで、より厳格に規定を設けて遵守をしていくといったものでございます。

施行期日は平成28年4月1日でございます。

それでは、第12号議案の新旧対照表ごらんください。第9条業務の委託に伴う手続ということで、改正後の下線部のところです。第5項個人情報の指定した場所からの持ち出しの禁止に関すること。また、第11項個人情報を取り扱う従事者の指定に関することといったものを追加するものでございます。

また、指定管理者についても同様の規定を置くものでございます。

それでは、第12号議案の提案理由でございます。個人情報を取り扱う業務の委託等に伴う手続において、契約書等に明記しなければならない事項を整備するためでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

○今野委員長 説明が終わりました。

第9号議案について御意見、御質問をどうぞ。

○菊池委員 今御説明があった部分とは少し違いますけれども、第9号議案の新旧対照表、改正（案）の第2条の第3項が変わっています。退職者、育児休業者及び公務災害休業者が復職した場合の職員の定数は、1年間を限り、これを定数外とすることができるというのが改正（案）で、その前は結核休養者というのが入っていました。

新旧対照表の附則の2項に、新宿区職員の結核休養に関する条例を廃止する条例ができたのでということだと思いますが、なぜこれが消えたかということの前に、まず、何で結核だけが認められていたのかということのも少し不思議です。ほかの長期療養というか、ある程度長く休みを取ったり、入院して治療しないといけないような方が復職した場合の規定がなかったことが不思議だと思いました。

○教育調整課長 まず結核の適用除外ということで、これは、歴史的に結核は大変な病気だったのですが、近年は危険な病気というように認められなくなってきています。国のほうでも、こうした特例措置を廃止して、実は平成22年度に既に廃止になってございます。

その中で、組合交渉の関係もありまして職員団体と協議を重ねた中で、今回、合意が調い、結核に対して特例措置を設けないということに今回なったという内容となっております。

○菊池委員 半分わかりました。しかし、育児休業者が復職する場合には、定数外とすることができるというように、何か情状酌量がありますよね。ところがほかの病気で長期になった人に対する、そういう酌量の余地がないように見えます。その部分に対する育児休業と病気との違いが余りはっきりしないような気がします、その辺は労働組合から意見は出ないのかということの一つあります。

○教育調整課長 病気休職の場合は認められるのが連続して90日といったような規定がありますので、ここには定数外の規定に入っていないというようなことでございます。

実際にこの定数というものが教育委員会であれば何人ということで、指定した人数というような形に職員の定数を定めて、その人数が入っていくわけですけれども、それぞれ休職ですとか派遣ということで、6カ月以上となった場合には定数として外れます。

○菊池委員 定数外の意味はわかっています。1年を限りですよ。病気が中途半端に結核と同じぐらいで、例えば6カ月とか10カ月ぐらい病気療養したときに臨時職員を雇って、その1名分は定数外とすることができるということだと思います。そこがどういうふうになるのでしょうか。

一応、結核が外れた理由がわかりましたのでいいのですが、育児休業と長期の病気の人との差別化というのは、少し不自然な感じがするなと思いましたので、その部分を伺いました。

○今野委員長 そのほかいかがでしょうか。

では、私から。ITのインフラ整備で1人増えるということ。これはどのような仕事をするようになるのかということと、それから、被災地派遣は実際にどこかに行って教育行政の仕事をするということでしょうか。具体的にどこへ行って、こんなことをするというのが決まっていれば教えてください。

それから、警備職員が順次、短時間雇用で切りかわっていくということですが、現在は何名いらっしゃるのでしょうか。

○教育支援課長 まず初めに、ICT、教育インフラの整備で1名という形になってございます。これは、今後、学校情報化の更新を控えており、来年度は設計委託等々も含め、今後の教育ネットワークの入れかえですとか、そういった部分の発注作業でありますとか、学校との連絡調整、それから庁内での情報政策課との調整等々も含めて、業務量が増えるということで1名の措置という形でございます。



○教育調整課長 まず、被災地の派遣でございまして、こちら宮城県の亘理町に行きます。亘理町には平成23年度から建築職や土木職、事務職等を派遣しています。派遣当初は災害で避難された方々の申請ですとか、そういった非常に大変な仕事をしておりました。今回は、大分落ちついてきたということもありまして、派遣先の自治体での必要性もありますが、教育委員会からの派遣となりますので、教育関係の仕事につくように調整していくこととなります。

それから、警備職の現状は、本年度いっぱい正規職員は全て退職になります。ただし、再任用について、フルタイムの再任用は定数化されてございますので、詳細な人数は把握していませんが、人数は1桁となっているところでございます。

○今野委員長 はい、ありがとうございます。

そのほかどうでしょうか。

[発言する者なし]

○今野委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討議及び質疑を終了いたします。

第9号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○今野委員長 第9号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第10号議案について御意見、御質問をどうぞ。

では、いいでしょうか。

管理監督職にある人が再就職するときには届け出ると。それは教育委員会だということでもわかりました。再就職する場合に、どのような場合でも届け出が必要なのでしょうか。それとも、さきほどのお話では関連する企業に再就職する場合だけなのかとも思いました。どのようなときに届け出の義務があるのでしょうか。

○教育指導課長 届出が必要となるのは、離職後に営利企業等に再就職する場合となっております。例えば国や地方公共団体等に再就職する場合には、この規定には当てはまりません。ですので、退職された校長先生や副校長先生が例えば私立大学に教授、准教授として入った場合などは、届け出をするという規定になってございます。

○今野委員長 そのほかいかがですか。

[発言する者なし]

○今野委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討議及び質疑を終了いたします。

第10号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○今野委員長 第10号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第11号議案について御意見、御質問をどうぞ。

○菊池委員 質問ではないのですが、給食と幼稚園はやはり別ですよ。だから、このようになっているほうがいいなと思いました。感想です。

○今野委員長 ありがとうございます。

給食と幼稚園とでは、一番大きな仕事はそれぞれどうなんでしょうか。

○学校運営課長 組織規則にもございますように、それから名称等もございますように、まず保健給食係に關しましては学校給食の運営でございます。それから保健、衛生が主でございます。それから、学校医に關すること。栄養に關すること。それから、スポーツ振興センターに關することで、保健と給食で担当する事務は今までと変わらず、人数も変わりございません。

ただ、先ほど委員おっしゃられましたように、この幼稚園係にございますように、幼稚園の設置、廃止、それから学級編制、教材教具、と今ご説明しました保健給食に關する事務を一つの係で行うことは非常に厳しい状態がございました。ましてや今回、計画事業のほうも公私立幼稚園ともに振興していくということもあり、それから、幼稚園のあり方、方針を決めさせていただきました。そういった中で、この幼稚園を公私立捉まえて振興を図っていくためということで分離独立させたということでございます。

○今野委員長 はい、ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○今野委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討議及び質疑を終了いたします。

第11号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○今野委員長 ありがとうございます。第11号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第12号議案について御意見、御質問をお願いいたします。

[発言する者なし]

○今野委員長 よろしいですか。

個人情報 の委託にかかわって管理を的確にしようということで、契約上の規定を2つの条項を加えて整備を図るというものです。ほかに御意見、御質問がなければ、討議及び質疑を

終了いたします。

第12号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○今野委員長 第12号議案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、傍聴の方は議場より退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

午後 2時58分再開

○今野委員長 ここで非公開による会議を解除いたします。

〔傍聴人入室〕

○今野委員長 以上で、本日の議事を終了いたします。

---

#### ◎ 協議 1 新宿区教育ビジョン個別事業（平成28年度～29年度）について

○今野委員長 次に、「協議 1 新宿区教育ビジョン個別事業（平成28年度～29年度）について」を議題とし、協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、新宿区教育ビジョン個別事業（平成28年度～29年度）について御説明いたします。

別紙のとおり冊子がございますが、教育ビジョンの個別事業につきましては、11月6日に委員協議会で案をお示しして以来、12月4日、また1月8日、委員協議会で御議論いただくとともに、これまでの間に委員の皆様から、さまざま随時御意見をいただきながら、それを反映した形でつくり上げてきたものでございます。ここで改めて、まとまりましたので委員会で協議をお願いするものでございます。また、3月には委員会において決定を御審議していただきたいといったものでございます。

では、冊子の内容を御説明いたします。

まず、1枚おめくりいただきまして、「はじめに」というところがございます。2行目になりますが、平成21年3月に教育ビジョンを策定してございます。10年間において新宿区が目指す教育として3つの柱と14の課題を掲げて、そのもとに実現のために基本政策と個別事業を明らかにしてございます。

それから、中段になりますが、新たに平成28年度から平成29年度までを計画期間とする第三次実行計画も今回策定されるといったところで、平成24年度から平成27年度までの教育ビ

ジョンに掲げた個別事業が終了するという事も相まって、改めて見直しをここで行うものでございます。したがって、平成28年度から平成29年度までの2年間の計画に取り組む事業等を明らかにしてございます。

また、平成27年11月には、新宿区の教育の目標や施策の根本的な方針を示す新宿区教育大綱が区長により策定をされてございます。そういったことから、教育委員会はこれからも区長とより連携しながら、新宿区の教育の一層の充実に取り組んでいくといったものを初めに記載をしてございます。

次に目次でございます。Ⅰとして見直しの考え方、Ⅱとして個別事業がそれぞれ柱1から3まで載ってございます。そのほか平成24年度から平成27年度までの取り組みもⅢとして載せてございます。それから資料という形態になってございます。

それでは、2ページをごらんいただきまして、見直しの趣旨といったところは、先ほど「はじめに」のところで御説明した内容を細かく詳細に載せたものとなってございます。

また、イメージ図がございまして、新宿区の教育ビジョンがありまして、新宿区教育大綱と理念を共有しながら、また教育ビジョンのもとに3つの柱と14の課題、基本施策、個別事業ということで、今回、個別事業の見直しといったところで第三次実行計画と整合性をとりながら内容を見直したところでございます。

それから、3ページは教育目標でございまして、こちらは平成21年に決定した、教育ビジョンのものとなってございます。

それから、4ページにまいりまして、こちらは3つの柱と14の課題でございまして、こちらは原則として変更はございませんが、2点だけ内容を若干つけ加えているところがございまして、4ページの2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした内容として、取り組みを加えて載せてございます。

それから、7ページに飛びまして、課題11の学校の経営力の強化の3つ目の丸、これは内容を少し変更して、2行目から変えてございます。学校選択を含めた就学制度について検証を行い、適切な運営を図ってまいりますという記載を追加してございます。

それから、8ページには、4として、先ほども申し上げた、区長が定めた新宿区の教育大綱、こちらをその経緯も含めて、教育委員会としても区長とともに前進をしていくといったところでございます。

それから、9ページからは個別の事業となってございまして、10ページ、11ページにその体系が載ってございます。ここで個別事業の見直しですが、基本施策の部分におきましても、

上から6番ですが東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進ということで、こちらは先ほどの基本施策で御説明しましたが、施策として新たに追加したものでございます。

それから、個別事業については、新規事業が5事業、それから名称変更等、拡充15事業、廃止が4事業となっておりまして、「実」と書いてあるところは実行計画と位置づけられているものでございます。

では、内容に入りまして、12ページ、主立ったところを御紹介いたしますと、1は学力調査を活用した個々の学力の向上、新たに小学2年生から中学3年生を対象とした新宿区独自の学力調査の実施の記載がございます。

それから、16ページの12障害者理解教育の推進ということで、障害者スポーツ体験事業などの実施の記載がございます。

それから、17ページの17国際理解教育及び英語教育の推進といったところで、英語キャンプなどの記載も載せてございます。

それから、18ページにまいりまして伝統文化理解教育の推進、ものづくりマイスター等の講座の実施等がございます。

それから、19ページの20スポーツへの関心と体力の向上といったスポーツギネスの取り組みを載せてございます。

それから、21ページにまいりまして、こちらはオリンピック・パラリンピック関連の基本施策6ということで、これは先ほど重なるところがありまして、再掲としてまとめて載せてございます。22ページまでの内容となっております。

それから、26ページにまいりまして、30公立幼稚園における幼児教育等の推進ということで、3歳児学級の新設、定員増といったところと預かり保育の記載が載っております。

それから、35ページでございます。46図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）、月曜の一斉休館を見直し、一部の区立図書館の休館日を変更しますといったところで、利用者の利用機会の充実を図っていく記載がございます。

それから、36ページについては、落合地域の地域図書館の整備でございます。

それから、38ページにまいりまして、53学校安全対策の充実で、幼稚園の一斉メール配信システム等の記載。

それから、40ページにまいりまして、55時代の変化に応じた学校づくりの推進でございまして、28年度に学校選択制について検証を行う会議体を設置し、その検証を踏まえて、より

適切な就学制度の運用を推進しますといったものでございます。

それから、45ページになります。65 I C Tを活用した教育環境の充実、より教育効果の高い最新の I C T機器の更新、また先行的にタブレット端末等の I C T機器を導入し、その利活用について実践・検証を進めますといったところでございます。

それから、46ページの66いじめ防止対策の推進でございまして、平成27年度から全校に導入した h y p e r - Q Uを活用して、児童・生徒一人一人の学級生活の満足度やその分布等について分析することで、いじめを含むさまざまな問題行動に対する組織的な対応の充実と改善につなげていくといったところで、学校問題支援室が中心となり個々具体的に支援をしていくといったものでございます。

それから、49ページの69特別支援教育の充実といったところで、発達障害のある児童が在籍校で巡回指導教員による指導を受けることのできる新たな仕組みとして、平成28年度から全小学校に特別支援教室「まなびの教室」を開設しますといったものでございます。

また、70巡回指導・相談体制の充実、学識経験者や心理職等の専門家による学校・園への巡回相談を拡充するとともに、発達障害のある児童・生徒への適切な教育的支援を行う特別支援教育推進員を増員することで、学校内指導体制の強化を図っていくといったものでございます。

それから、50ページの71日本語サポート指導といったところで、進学等の支援の記載が載っております。

それから、52、53ページにつきましては、これまでの個別事業との関連表となっております。方向性のところに、新規や継続といった記載がございます。

それから、55ページ以降はこれまでの主な取り組みということで、56ページに放課後等学習支援、それから57ページに学校図書館の充実、58ページに読書がはぐくむ豊かなライフステージづくり、59ページは情報モラル教育の推進、それから60ページが学校防災対策の強化、61ページが区立幼稚園のあり方の見直し、それから62ページがいじめ・不登校等の防止、それから64ページに特別支援教育の推進ということで、写真等、また図等入れて、これまでの実績をわかりやすく主立ったところを御紹介しているところでございます。

それ以降、資料となっております。新宿区の子どもの状況等といったところで資料がございますので、御参照していただければと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○今野委員長 説明が終わりました。

協議1について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○菊池委員 これは教育委員も含めて、みんなで練り上げたもので、教育委員の意見を非常によく取り入れた素晴らしいものができ上がったというのが、第一の感想です。

この課題も本当に、先ほども少し言いましたけれども、次から次へと出てくる課題をしっかりと把握し、それに対する個別事業をしっかりと考え出して行っていると、これを見て改めて感じます。

3年前の教育ビジョンの個別事業、この52ページを見るとここでこのように変わったというのが非常によく分かりまして、これはもう本当に素晴らしい方向に向かっていると思いました。

その中で1つだけ、細かいことですが、14ページの外国人英語教育指導員の配置というところで、何か意図があるのかもしれませんが、2行目「小学校の外国語活動（英語）及び中学校の外国語教育（英語）」となっていますが、その前後の文章を見ると英語教育となっています。外国語教育という必要があるのかなと思いました。

○教育指導課長 取り扱っているのは、英語なのですが、学習指導要領上は外国語（活動）となっているので、そのような表記となっています。

○菊池委員 理由があるだろうと思いましたが、分かりました。

○今野委員長 そのほかいかがですか。

今年度は特に区長とともに新宿区教育大綱をつくるということで、各教育委員も皆さんとも勉強しましたし、それから、区長も御自身のお話をされながらも我々のことをよく聞いてくださって、とてもすばらしい大綱ができました。その関係で我々も随分ビジョンそのもの、あるいは計画事業についても勉強しました。ほかの自治体のことを聞くと1回とか2回で大綱ができているところもありますので、新宿区は本当に丁寧に大綱づくりができたと思っております。

ですので、このビジョン、個別事業につきましても、かなりその成果を生かしながら、そして個別の文章表現も含めて我々委員からも随分意見があり、それに応じて修正なり、新設なりしていただきましたので、菊池委員が言われたように、いい個別事業ができたと思っております。

ということで、今の段階で特に御質問や御意見はないということだと思います。

ほかに御意見、御質問がなければ協議1の協議を終了いたします。

○今野委員長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告4について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

---

◆ 報告1 平成28年度新入学 学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて

◆ 報告2 平成28年度区立幼稚園の学級編制について

◆ 報告3 新宿区立中町図書館の臨時休館について

◆ 報告4 平成27年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施結果について

○学校運営課長 まず、平成28年度新入学 学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて御報告させていただきます。

繰り上げに当たっての基準につきましては、現時点での国私立入学予定者数や転出予定者数などを想定した中で、また、これから入学式までの間に転入者があったとしても、定員70名を超えない数として2学級、基準としては64を設定いたしました。

今回の特徴につきましては、この表をごらんになっていただくとわかりますように、抽選対象校11校中2校は全員繰り上げになっておりますけれども、一部繰り上げ学校が4校、全く繰り上げができなかった学校が5校といった状況になってございます。

四谷第六小ほか繰り上がりができなかった主な理由につきましては、学区域内の入学予定者数が昨年同時期に比べてふえてございます。各校とも国私立の入学者が出て、空きが出た場合であっても転入者で埋まるなど補欠の繰り上げはなかなか厳しい状況でした。

各校別につきましては、ここにございますように、津久戸小では抽せん時で補欠登録者11名、1月29日現在で補欠登録者7名、入学予定者59名でございますので5人を繰り上げることができました。残りの2名は指定校への入学となります。

愛日小学校におきましても、同様に抽せん時の登録者17名、1月29日の時点では16名、入学予定者が54名でございますので、10人を繰り上げ、残りの6名は指定校への入学となります。

牛込仲之小は、抽せん時の補欠登録者5名、1月29日時点では1名でございますので、この補欠の方は1人繰り上げることができました。

余丁町小学校につきましては、抽せん時は24名でございましたが、1月29日現在では21名



の補欠登録者がございます。入学予定者が56名ございますので、補欠登録者を8名繰り上げ、残りの13名は指定校変更ということになります。

四谷第六小学校につきましては、抽せん時の補欠登録者17名、1月29日の時点では補欠登録者11名、入学予定者は65名でございますので、繰り上げはかないませんでした。そのため補欠登録者11名は指定校への入学となっております。

戸山小学校につきましては、抽せん時の補欠登録者は17名で、1月29日時点で16名、入学予定者が63名でございますので、1名を繰り上げ、残りの補欠登録者15名は指定校への入学となります。

戸塚第一小学校につきましては、抽せん時の補欠登録者10名、1月29日時点で8名でございます。入学予定者は72名であり繰り上げすることはできず、補欠登録者8名は指定校への入学となっております。

落合第二小につきましては、抽せん時に4名、1月29日現在で同じく4名、入学予定者は54名でございますので、4名全員繰り上げることができました。

落合第三小につきましては、抽せん時に15名、1月29日現在で10名、入学予定者は65名でございますので、残念ながら繰り上げをすることはできず、補欠登録者10名は指定校への入学となっております。

落合第四小につきましても、抽せん時に7名、1月29日現在で4名、入学予定者は70名でございますので、繰り上げがかなわず、補欠登録者4名は指定校への入学となっております。

最後に淀橋第四小学校でございますけれども、抽せん時には2名、1月29日現在で2名、入学予定者は65名でございますので、繰り上げはかなわず、補欠登録者2名は指定校への入学といったところでございます。

なお、1月29日をもって全員補欠登録を解除してございます。ただし、2月1日から指定校変更を受け付けてございます。

また、第1回目の指定校変更審査会を2月の半ばに開かせていただきまして、これら一旦繰り上げがかなわず指定校への入学予定となった場合にあっては、御自分の理由を添えて申請していただく場合には、指定校変更審査会で審査の上、入学が可能になる場合もございます。あとはその御希望の学校の受け入れ数が厳しければ、その時点で個々の判断となるかと思っております。いずれにしましても、昨年より全体的に学区域内のお子さんの数は増えているといった状況でございます。

続きまして、区立幼稚園の学級編制について御報告申し上げます。

平成28年度区立幼稚園の学級編制につきましては、ここにございますように、平成28年1月15日入園承認日とともに学級編制が固まりました。

まず、表をごらんいただけますでしょうか。

まず、3歳児でございます。3歳児の学級数は14クラスでございます。定員は280名でございます。既に御案内のことと思えますけれども、昨年10月に決定いたしました区立幼稚園のあり方の方針に基づきまして、区立幼稚園3歳児の定員が学級新設も伴い187名から280名と93名の定員が増えたところでございます。ここにございますように1月15日現在の予定園児数は265名で、昨年度比87名の増になってございます。定員充足率としては94.6%でございます。

続きまして、4歳児でございます。4歳児は、14学級、定員420名、予定園児数240名で、昨年度比6名の減でございます。学級数といたしましては、昨年と同様でございます。定員充足率は57.1%でございます。

続きまして、5歳児でございます。5歳児につきましては、学級数は14学級、定員420名、予定園児数は265名でございます。学級数につきましては昨年と同様でございます。昨年度に比べて予定園児数の人数は31名の減でございます。定員充足率は63.1%でございます。

全体の合計でございますけれども、計42学級、定員1,120名に対しまして予定園児数が770名でございます。合計での充足率は68.7%でございます。

以上が区立幼稚園の学級編制でございます。

○中央図書館長 それでは、新宿区立中町図書館の臨時休館につきまして御報告をいたします。

新宿区立中町図書館、新宿区中町25に所在してございまして、こちらはあいじつ子ども園、また地域交流館、児童館の複合施設の地下1階に所在してございます。このたび建物全体の電気の幹線ケーブルが老朽化したために建物全体の停電を伴う工事があるということで、平成28年3月27日の日曜日を臨時休館させていただきたいというものでございます。

工事そのものは前日の26日土曜日から翌日の28日月曜日まで足場を組む等の工事期間になってございますが、この27日が全館停電ということで、照明、空調、図書館システム等が使用できず施設機能が果たせないために、臨時休館をさせていただきたいというものでございます。

利用者への周知は、ホームページほかポスター、それから広報しんじゅく3月5日号に掲載をして周知をまいります。

続きまして、報告の4でございます。平成27年度の「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施結果でございます。

この図書館を使った調べる学習コンクールは、全国コンクールとして公益財団法人図書館振興財団が主催しているものでございまして、児童・生徒の自己解決能力、図書館の利用促進、調べるといったようなことを目的とした作品を募集し、表彰を行っているものでございます。

まず、地域コンクールといたしまして、こちらの表に記載してありますように、各図書館別参加コースということで、今回42校の参加でございました。応募作品数は合計で3,783作品で、このうち入賞いたしました作品が合計で379作品でございます。地域コンクールにつきましては、11月15日に表彰式を行ってございます。

ここで入賞いたしました379作品を今度は全国コンクールに応募しまして、その②が第19回の全国コンクールでございます。全国で応募作品総数が7万56作品ということで、前年度の5万7,070から大きく増えてございます。このうち全国コンクールに入賞した作品は合計で1,322作品ということで、7万作品のうち1,300ということで、かなり狭き門というか、そういう状況でございます。

このうち新宿区の実績でございますが、今年度は入選、これは文部科学大臣賞でありますとか、そのように冠を冠した入賞ということで、こちらは前年度に比較しまして0作品ということで、前年度1作品だったんですが、今回、優良賞が1、それから奨励賞が15、それから佳作59ということで、合計75作品が全国コンクールにおいて入賞をいたしました。

取り組みの経過につきましては、こちらの記載のとおりでございます。

この図書館を使った調べる学習コンクール、新宿区におきましては平成21年度から実施してございまして、ここに経年的な変化を記載してございます。年々参加校、応募数も増加の一途をたどってございまして、また、地域コンクール、全国コンクールにおいても入賞数もそれに比例した形で増えてございます。

以上、今年度の図書館を使った調べる学習コンクールの実施結果でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

報告1について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○菊池委員 よく内容はわかりましたですけれども、例えば戸塚第一小学校は定員が70名で、応募者が72名ということで、全部受け入れたということだと思います。35人学級前提で大体

何人ぐらいまでなら2クラスとか、教室の数もあると思いますが、1クラス36名なので十分可能だと思いますけれども、これは限界がどこまでとかお考えはありますか。

○**学校運営課長** 戸塚第一小学校の場合、この学区内で72名ということですが、今後約2カ月程度ございます。35人学級でございますので、一応2クラスは70名ということでございます。ただし、教員の加配による少人数でのチームティーチングなど、70名を超えたから分けるよりも、72ぐらいだったら2クラスの方がまとまりやすいとか、その地域や学校の特色もございますので、その辺十分聞いた中で今後の取り扱いにはなっていくかと思えます。

少なくとも、この今72名という状況では、残念ながら、補欠登録者の方は1人も入れないといった状況でございます。

○**菊池委員** 分かりました。質問の大体何人ぐらいまでが限界とかというのは、その地域のケース・バイ・ケースということですが、例えば80人になった場合はどうなるのでしょうか。

○**学校運営課長** 明確な回答ができず申しわけございませんけれども、常識的に考えても、80名ということであれば、35人学級の趣旨は少し厳しいのかなということでございます。

今までの中でも、ある小学校については例えば74名ですとか、年度途中で75名を超えたこともありましたけれども、74名でスタートする時点で、しっかりとした加配教員を使って少人数でやっていったら、そのほうがまとまりとしていいというような地域性も含めた中で、の学校長の判断もでございます。その辺を十分聞き取りながら今後の学級編制については取り扱ってまいりたいと考えております。

○**今野委員長** ほかにいかがですか。

結果的に補欠登録になっている人たちがたくさんいるわけですが、最終的に繰り上げにならなかった人が多いと。学校によっては10人以上の2桁の人がそのままになったということになっているわけですね。いろいろな事情があつてやむを得ないわけですが、学校選択制がこういう形でなかなかうまく回っていかないというようなことがあります。改めて選択制度について、やはり検討せざるを得ない状況にあるなということはよく理解できると思います。

報告1はいいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○**今野委員長** 他に御意見、御質問がなければ報告1の質疑は終了いたします。

次に、報告2について御意見、御質問のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○今野委員長 これはよろしいですか。

御質問、御意見がないようですので報告2の質疑を終了いたします。

次に、報告3のご質疑はいかがでしょうか。

○今野委員長 報告3も特にないようですので、質疑のほうは終了いたします。

次に、報告4に入りましょう。何かございますでしょうか。

○菊池委員 この図書館を使った調べる学習ということなんですけれども、調べるといのは、小学校、中学校とあるわけですが、指導者がいてアドバイスみたいのをしてくれて、それで何かを一生懸命調べて、その結果素晴らしいものを調べられたことを競うという、その仕組みを教えていただければ。具体的にはどういうふうに、生徒が手を挙げて誰かがサポートしてとか、どういう仕組みになっているか教えていただけますか。

○中央図書館長 こちらは、まず各小・中学校に地域図書館の職員がお伺いをするなりして協力を要請します。各学校で必要に応じて授業あるいは調べ方などを図書館の職員が出向いて行って、前年度の作品集なども図書館に全部レプリカとしてとってありますので事例などを発表しながら教えます。それともう一つは、夏休み中に図書館においても、こうした自由研究のような、そういうものの講座、講習のようなものもやっております。

具体的には、まずお子さん自身がテーマを決めるというのが、結構難しいところでございまして、これは保護者の方との協力が非常にウエートが大きいということでございます。

例えばですけれども、自分の家の周りの害虫を調べたりとか、そういった昆虫を調べる、生き物を調べるということや、あるいは歴史、例えば落語とか、そういうものにとっても興味があって、寄席や落語を調べに行ったり、本当に興味対象が千差万別でございます。そのようなことで、図書館、また保護者の方、また学校の先生方がアドバイスをしながら作品をつくり上げていくと。

この作品のつくり方も形式は論文と同じで、一番後ろに引用文献や参考文献などをきちんとつけるような形での指導をしています。そういった部分が最終的には評価の対象にもなっております。

○菊池委員 わかりました。なかなか有意義ですね。

○今野委員長 よろしいでしょうか。

○教育長 区立学校の実績はどうなっていますか。

○中央図書館長 区立の実績は、中学校におきましては、不参加の校数でいいますと、学校の

事情などもありまして2校が不参加となっています。それから、小学校につきましては全校が参加しています。

○教育長 ありがとうございます。

○古笛委員 図書館を使って調べる学習コンクールって、これだったんだなど。私も子どもが図書館に行っていたので今気づきました。確かに今の子どもは、何か調べなさいというと、簡単にインターネットで調べて、どこから調べたか書きなさいというと、ウィキペディア、というのがすごく多いので、こういう活動はとてもいいなと思いました。

区のほうで表彰されたりだとか、全国大会で表彰されたお子さんたちの作品というのは、図書館に行けば誰でも見られるという状況なのではないでしょうか。

○中央図書館長 各地域館に作品集を全部カラー刷りで置いてございます。またそういったものを参考にして来年度はぜひというような、そういうお子さん方もいらっしゃいます。

○古笛委員 ぜひ、その点も広く広報していただいて、みんなで見に行くようになればいいなと思います。

○今野委員長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○今野委員長 他に御意見、御質問がなければ報告4の質疑を終了します。

---

#### ◆ 報告5 その他

○今野委員長 次に、報告5 その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

---

#### ◎ 閉 会

○今野委員長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

---

午後 3時39分閉会